

「徳島県振り込み詐欺等の被害の防止に関する条例・改正案」に係るパブリックコメントの実施結果について

(1) 募集期間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月25日（木）まで

(2) 意見提出状況 9人・14件

(3) 意見等の概要及び県議会の考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
1	<p>特殊詐欺被害に遭われる方は、普段から孤立しがちな方が多いと聞きました。本条例の目的にもあるように「人と人との絆」が被害防止のための助け合いへと発展させるために大切であると思われますので、第9条にもそのことを盛り込んではどうかと思います。</p> <p>＜条文案＞ （被害防止のための助け合いの取組） 改正案第9条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに被害防止に関する注意を喚起するとともに、<u>共に助け合い、つながりを保ちやすい地域づくり（または環境づくり）に努め</u>、家族及び地域住民が特殊詐欺等の被害を受けるおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、被害防止に努めるものとする。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ検討した結果、人と人との絆による被害防止の重要性がより明確になるよう、改正案第9条の冒頭「県民は、家族及び地域住民との」の次を「つながり及び助け合いの重要性を認識し、」と加筆修正することといたします。</p>
2	<p>「青少年の育成に携わる者」の定義は、改正案の第2条に含まれているのでしょうか？</p> <p>ポイントにある「保護者や教育関係者、地域住民等」という記載が、改正案の中にもあると分かりやすいう感じました。記載を見落としていたらすみません…</p>	<p>「青少年の育成に携わる者」は、社会全体で青少年の育成に携わる主体を幅広く含めるため、定義は設けておりませんので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、広報・啓発に当たっては、具体的な対象を例示し、分かりやすくするよう、御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても、本条例の改正についての広報を行う際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>第7条4項にインターネット上の情報を入手したときに通報する努力義務が新設されていますが、怪しい募集を見つけた際、どこにどう通報すればよいかわからない可能性があります。</p> <p>条例の中で、「通報を容易にするための環境整備」についても県側の責務としてより明確に規定することで、実効性が高まるのではないかと考えます。</p>	<p>改正案第7条第4項では、通報先として「インターネット・ホットラインセンター又は警察官」と具体的に明記しております。</p> <p>第3条第4項では、県の責務として、効果的な広報及び啓発活動を行い、県民等の自主的な活動を支援すると定めており、この規定に基づき、どこにどのように通報すればよいかを分かりやすく周知することで、御意見の趣旨を具体化できるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>県民が迷わず通報でき、被害防止につながる実効性ある運用がなされるよう、御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう県等の取組を後押ししてまいります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
4	<p>①第2条 特殊詐欺等の定義の中に、強盗・恐喝等は、下記理由にて含めなくてもよいのではないかと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪防止のために第三者の介入を必要とする点は同じであるが、強盗・恐喝等は被害の初期段階から認識できるものであり、「被害者が騙されることに気づいていないので、第三者からの協力を要する」詐欺等とは、対処法・自衛手段が異質であると思われる。 ・上記改正案の「ポイントは、おおむね特殊詐欺等に対するものと見られる。詐欺以外に話が及んでくれば、暴行・ぼったくり（条例違反等）についても言及が必要となり、また題名「振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例」からイメージからの乖離が大きい。警察庁等で一般的に「特殊詐欺等」と定義されている犯罪に絞るほうが、今後関係部門との連携は図りやすいと見られる。 	<p>強盗、恐喝等、罪名の違いはあるものの、電話等で欺き、県民の財産を狙うという犯罪については、特殊詐欺等として被害防止対策を一体的に推進することが必要と考えます。</p> <p>例えば「アポ電強盗」も、きっかけは電話等により資産状況等を確認するものです。</p> <p>したがいまして、本改正案においては、警察白書や他県の例も参考に、窃盗、強盗、恐喝に当たる行為のうち、「面識のない不特定の者を電話等を用いて対面することなく欺く」手法をとるものについては、特殊詐欺等と定義し、対象としておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、対象の見直しに合わせ、条例の名称についても「徳島県特殊詐欺等の被害の防止に関する条例」へと改めることとしております。</p>
5	<p>②直接条例に関するものではないが、上記「ポイント」として下記考慮してみてもいいかと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プリペイドカード販売業者」→「プリペイドカード販売業者（コンビニ・ドラッグストア等）」 あくまで条例の事業者の範囲としては「プリペイドカード販売業者」としての記載でいいが、ポイント記載の場合は県民に分かりやすい平易な表現を取り入れてもいいかと思料する。 ・挿絵として利用する場合、ATM操作中の被害者の挿絵を若年者に変更する等 大阪府の安全なまちづくり条例においては「65歳以上の方が通話しながらATM操作することを禁止する」旨の記載がなされたが、徳島県条例の「ポイントが高齢者被害にこだわらないのであれば、「被害者=高齢者」のイメージを払拭する挿絵に変えるのもいいかと思われる。特にニセ警察官詐欺（特殊詐欺）の被害者は、若年層にも相当及んでいる。 	<p>本条例の改正内容を広報するに当たっては、県民の皆様に御理解いただくことが重要でありますので、御意見を踏まえ、分かりやすい表現を工夫してまいります。</p> <p>また、挿絵についても、本県の特殊詐欺等の被害が若年層にも広がってきていることを考慮して、特定の年齢層に固定しないイラストの活用を検討します。</p>
5	<p>当協会としましては、特殊詐欺等の被害を防止し、県民の財産の保全及び健全な経済活動が出来る社会環境の実現に資するため、事業者として、また、青少年の育成に携わる者としての役割を果たして参りますので、貴県におかれましても、個々の県民、事業者、団体の特性（できること、できないこと、得意なこと、不得手なこと等）に応じた、有用かつ有効な情報提供及び支援をお願いします。</p>	<p>特殊詐欺等の被害防止に関する実効性ある取組のために、様々な実施主体がそれぞれの力を発揮できるよう、有用な情報を提供することや県民等の自主的な活動を支援することは、県の重要な役割と認識しており、改正案第3条に県の責務として明記しております。</p> <p>御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう県等の取組を後押ししてまいります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
6	<p>条例改正の趣旨に賛同します。子供たちが将来の被害者にも加害者にもならないよう、出前授業の実施をはじめ教育現場での具体的な取組を推進していただければと思います。</p>	<p>青少年を特殊詐欺等の被害や「闇バイト」等の犯罪加担から守ることは、今回の改正の大きな柱です。改正案では新たに第6条（青少年の育成に携わる者の役割）を設け、保護者や教育関係者等をはじめとする青少年の育成に携わる者が適切な指導や助言を行う役割を明文化しました。</p> <p>教育現場において子供たちを守る効果的な取組が図られるよう、御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう県等の取組を後押ししてまいります。</p>
7	<p>近年、特殊詐欺事件が急増しています。他人事と思わず、自分事として捉えることが大事と考えます。かつて、徳島県警は殺人事件の犯人逮捕に向け、「おい小池」という秀逸なキャッチコピーにより、事件の認知度を高めたと思います。このような工夫したPRで、特殊詐欺への認識を高めてもらいたいと思います。</p>	<p>近年、詐欺の手口が巧妙化・多様化する中で、県民が被害を「自分事」と捉える意識醸成が不可欠と認識しております。</p> <p>本条例第3条第4項では、県が「効果的な広報及び啓発活動を行う」責務を規定しています。</p> <p>広報・啓発に当たっては、県民の皆様の印象に強く残り、最新の手口に対する認識を高められるよう、御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう県等の取組を後押ししてまいります。</p>
8	<p>今回の改正に係るような犯罪が、毎日のようにテレビ、新聞を賑わしているのを見ていると、改正には大賛成です。</p> <p>①特に今回の改正の中では、青少年に対する取組について期待しています。中学、高校等での取組に力を入れて欲しい。今の若い人は悪いことをしてもテレビゲームのようにリセッタ出来るように思っているのではないか。犯罪を犯したら一生そのことを背負うことになる、人生を棒に振ることになることを分からせて欲しい。</p> <p>②警察への情報提供も推進して欲しい。警察にも予算の制約があり、人員を増やすことも出来ないだろうから、県民の協力は欠かせないものだと思います。</p> <p>③今回の改正全体としては、良い改正が出来たとしても県民への周知が不十分では絵に描いた餅終わってしまうので、知恵を絞って周知を図って欲しい。</p>	<p>改正案では、第6条に青少年の育成に携わる者の役割として、青少年が被害者にも加害者にもならないよう、青少年に対する指導・助言等を行う努力義務を新設しました。</p> <p>警察への情報提供についても、改正案第7条において、犯行拠点やインターネット上の闇バイト募集情報に係る通報を県民及び事業者の努力義務として明記しております。</p> <p>また、改正条例の周知や広報を適切に行なうことは、条例の円滑な施行と実効性の向上を図るために不可欠であると考えています。</p> <p>御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう県等の取組を後押ししてまいります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する県議会の考え方
9	<p>①条例改正の趣旨に強く賛同いたします 最近、Amazonやクレジットカード会社を騙るフィッシング詐欺と思われるメールが毎日のように届きます。手口が非常に巧妙化しており、いつか自分や家族が騙されてしまうのではないかと強い不安を感じています。 そのため、今回の条例改正によって、詐欺の根絶に向けた対策が強化されることに強く賛同いたします。</p> <p>②電子メールやSMS等による詐欺への対策強化を要望します 今回の改正案において、電話だけでなく、インターネットやメールを介した詐欺への対策も重要視していただきたいです。 特に、高齢の両親と離れて暮らしていると、彼らがスマートフォンで受信した「架空請求」などのメッセージに動搖し、誰にも相談できずに電子マネーを購入してしまうケースを危惧しています。 コンビニエンスストア等での電子マネー購入時の声かけ義務化や、販売店への協力要請をより実効性のあるものにしてください。</p> <p>③家族の絆を利用した啓発活動の推進 条例の運用にあたっては、高齢者本人への啓発だけでなく、私のような「子世代」が親を守るために具体的なアクション（迷惑電話防止機能の設置補助や、家族間の合言葉の普及など）を後押しする施策も併せて推進していただきたいです。 安心して暮らせる徳島県のために、本条例が実効性のあるものとなることを期待しています。</p>	<p>電子メールやSNS等による詐欺への対策強化については、改正案第2条において、電話に加えて電子メールやSNS等の通信手段を用いた詐欺も「特殊詐欺等」として定義し、SNS型投資・ロマンス詐欺なども対象に含め、巧妙化するインターネット上の手口にも対応する内容としました。 また、被害防止に取り組む事業者の範囲も拡大し、コンビニ等のプリペイドカード販売者等も追加しました。改正案第5条に基づき、プリペイドカード販売者等の事業者は、警察と連携した注意喚起などの措置を講ずることを努力義務として明記しております。</p> <p>家族や地域住民の絆を利用した啓発活動の推進については、改正案第1条にありますように、人と人との絆により被害防止の取組につなげることが、本条例の大きな目的であります。 子世代が親を守るためにの取組の後押しについては、改正案第3条第4項において、県民等が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものと定めており、御意見のような施策を推進する根拠としています。</p> <p>また、家族間の合い言葉のような家族を守るためのアクションについては、改正案第4条で、県民は県等が提供する情報及び学習の機会を積極的に活用し、適切に行動をとるよう努めるものとしており、家族間での対策もここに含んでいます。 さらに、改正案第9条では、家族や地域住民間での注意喚起や助け合いの努力義務を規定しており、この度のパブリックコメントを受け、改正案第9条の冒頭「県民は、家族及び地域住民との」の次を「つながり及び助け合いの重要性を認識し、」と加筆修正することとしております。 御意見を関係部局にお伝えするとともに、県議会としても、条例の目的に合致した施策が効果的に推進できるよう県等の取組を後押ししてまいります。</p>